

後期高齢者医療制度の保険料率を改正します

☎・国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738
 ・滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013

4月1日(月)から、保険料率を下記のとおり改定します。新しい保険料の金額は、7月中旬に郵便でお知らせします。

年間保険料率

区 分	保険料率	
	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	46,160円	48,604円
所得割率	8.70%	9.56% ※1
年間保険料上限額	66万円	80万円 ※2

※1 所得割率の激変緩和措置(令和6年度に限る)

総所得金額等から基礎控除額の43万円を差し引いた金額が58万円以下の場合、所得割率が8.84%

※2 年間保険料上限額の激変緩和措置(令和6年度に限る)

令和6年3月31日以前からの後期高齢者医療の被保険者または、障害認定により後期高齢者医療保険の被保険者になった人は73万円(令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後広域連合をまたいで転居した場合、転居先の広域連合では対象外)

均等割額の5割軽減と2割軽減の対象となる人の所得範囲の拡大については、14頁をご覧ください。



滋賀県後期高齢者医療広域連合ホームページで、保険料額の試算ができます。

ホームページ

市税などの支払いに「楽天ペイ」が利用できます

4月から、市税などの納付に使用できるスマホアプリ決済サービスに「楽天ペイ」が追加されました。各課ホームページに各決済サービスのURLを掲載しています。

対市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)、保育料(給食費含む)、児童クラブ利用料、市営住宅使用料(駐車場使用料含む)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、学校給食費

利用できるアプリ

PayB、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayPay、au PAY、d払い、ゆうちょPay、楽天ペイ

注意事項

- 領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、納付書裏面記載の金融機関やコンビニなどの窓口で納付してください。
- バーコード印字がない納付書(金額が30万円を超えるものなど)や、破損などでバーコードが読み取れない場合は利用できません。
- 納期限を過ぎた納付書は利用できません。

☎納税課

☎・☎(582)1118 ☎(583)9738

令和6年度 国民年金保険料

令和6年度(令和6年4月分～令和7年3月分)の国民年金保険料額は、月額1万6,980円です。

国民年金保険料は、日本年金機構から発行される納付書で、コンビニや金融機関、スマホアプリ決済サービスなどで納めることができます。

市役所窓口などでの事前申し込みにより、口座振替、クレジットカードで納めることもできます。

また、前納制度・口座振替早割制度を利用すると割引されます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

保険料は、納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、納付案内書に記載されている納付期限までに納めましょう。未納のままにしておくと、障害や遺族の年金、老後の年金が受けられなくなることがあります。また、保険料は納付期限から2年経過すると、時効により納められなくなります。

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、申請により、保険料が免除される制度(所得制限あり)があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

☎・日本年金機構 草津年金事務所

☎(567)2220

・国保年金課

☎・☎(582)1120 ☎(583)9738



ホームページ